

(仮称)杉並区防犯機器等購入補助事業の実施について

区では、杉並区総合計画・実行計画に基づき、区民との協働による防犯パトロールや安全パトロール隊による重点パトロール、警察署や関係団体との連携による様々な啓発活動、街角防犯カメラ・公園防犯カメラの増設や維持管理による犯罪抑止など「犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり」のための多角的な取組を進めている。また、今年度は区民の意識啓発と各家庭での防災・防犯に関する事前の備えを促進するため、「防災・防犯用品カタログ事業」を実施することとした。

一方、都は、いわゆる闇バイトによる強盗が首都圏を中心に多発したことによる都民の体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等の購入・設置を支援する「東京都防犯機器等購入緊急補助事業」（以下「都補助事業」という。）を令和 7 年度から実施することとした。

このことを踏まえ、防犯機器等の購入・設置にかかる区民の負担を軽減することで、防犯に関する区民の行動変容を更に促し、区民の安全な生活の確保に寄与するため、都補助事業を活用し、「(仮称)杉並区防犯機器等購入補助事業」を実施することとしたので、以下のとおり報告します。

1 事業の概要

(1) 実施内容

対象者	令和 7 年 7 月 1 日以降に防犯機器等を購入した世帯の世帯主。 ※購入場所は区内・区外を問わない
対象機器	防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、防犯砂利、鍵の交換など侵入盗対策に有用な防犯機器の購入費。 ※工事費含む。複数の機器を購入して申請することも可能。
補助内容	対象機器の購入・設置費用の 4 分の 3（上限 3 万円） ※都の負担額は上限 2 万円。区の負担額は上限 1 万円。
補助回数	世帯ごとに 1 回
申請期間	令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 2 日（予算に達し次第終了）
想定申請世帯数	7,500 世帯 ※区内全世帯の約 2.3%。

(2) 周知方法

広報すぎなみ 7 月 1 日号、8 月 1 日号、9 月 1 日号及び公式ホームページで周知するほか、8 月から配布する防災・防犯用品カタログ事業においても周知する。また、申請受付状況を区公式ホームページ等で随時周知する。

2 その他

- 本業務のうちコールセンターの運營業務等については委託する。
- 都補助事業が、令和7年度、令和8年度の2年間実施のため、本事業についても実施期間を2年とする。
- 令和8年度の実施内容については、令和7年度の実施状況や都及び他の自治体の動向を踏まえ、見直しを検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|----|------------------------------|
| 令和7年 | 6月 | 第2回区議会定例会に補正予算案を提出 |
| | 7月 | 広報すぎなみ及び区公式ホームページ等で事業実施を周知 |
| | 8月 | 広報すぎなみ特集号で事業実施を周知 |
| | 9月 | 申請受付開始 |
| | | 広報すぎなみ及び区公式ホームページ等で申請受付開始を周知 |